

企画競争説明書

業務名称： キルギス国道路の維持管理の現況に係る情報収集・
確認調査

調達管理番号： 22a00099

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年4月20日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年4月20日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：キルギス国道路の維持管理の現況に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

なお、本件業務は無償資金協力事業候補「バトケン州道路維持管理用機材整備計画（仮称）」の形成に向けた案件計画会議等の政府との協議に必要な情報を収集・分析するための基礎情報・収集確認調査として実施するものですが、同調査の業務内容は、「第2章 特記仕様書案」の「第6条 業務の内容」に掲げる（1）～（12）とします（第1期）。

他方、本件調査の対象となっている候補事業について、これら会議での協議の結果、我が国政府より、道路維持管理用機材整備分野における無償資金協力事業を想定した協力準備調査実施にかかる了承がなされる場合には、本件業務内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務（上記業務内容の（13）～（25））を追加して発注することを想定しています（第2期）。追加調査業務の発注に際しては、発注者・受注者が協議して、別途、継続契約を締結するものします。ついては、本企画競争の対象となる業務は第1期及び第2期の両方を含みます。しかし、我が国政府により協力準備調査の実施にかかる了承が得られなかった場合、若しくは、当機構が第1期の調査の結果から同会議への付議を見送る判断を行った場合は、第2期の調査は実施しません。

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年6月 ～ 2022年8月

但し、上記3.（2）に記載のとおり、追加調査業務を発注した場合、以下のとおり、2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2022年6月 ～ 2022年8月

第2期：2022年8月 ～ 2023年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 4月 28日 12時
2	質問への回答	2022年 5月 10日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 5月 13日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年 5月 26日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代

替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記4. (3) 期限日時参照

2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口

(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス)

3) 提出方法：電子メール

①件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

②添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に掲載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断り
しています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 期限日時参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年10月13日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)の表中のNo. 3にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例：22a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 協力準備調査業務の追加可能性

上記3.（2）のとおり、本件調査の対象となっている候補事業について、日本国政府より、道路維持管理用機材整備分野における無償資金協力事業を想定した協力準備調査実施にかかる了承がなされる場合には、本件業務内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務を発注することを想定しています。

無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、次項「12. 資金協力本体事業への推薦・排除」が適用されます。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

12. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務において、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注す

る場合は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「キルギス国道路の維持管理の現況に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

キルギス共和国（以下、「同国」）は内陸国であり、同国内の物流・人流はその95%を道路交通に依存し、うち幹線道路は国際幹線網としての重要な機能を担っている。現在約34,000kmに及ぶ道路網が整備されており、農道や工業道路を除く約19,000kmの公道が運輸通信省（Ministry of Transportation and Communications、以下、「MOTC」という。）の管轄下にある。

一方、同国南西部のバトケン州（以下、「同州」）は、中央アジアの中でも農業が盛んなフェルガナ盆地に位置するが、南、西、北はそれぞれタジキスタン、北東部はウズベキスタンと国境を接しており、州内にこれらの国の領土の飛び地が存在するなど複雑な国境線を形成しており、地域的には交通の要衝となっている。同州は国土の約10%を占め、約55万人が住んでいるが、このような立地から国境紛争が度々発生し、治安面での理由などでこれまでは政府やドナーの支援が届いていなかったため、独立以降社会経済開発は進んでおらず、農業以外に産業が発達していないことから、同国内で最も貧困率が高く、出稼ぎ送金に依存している地域である。

このような状況を受けて、同国政府は、2021年に発表した中期戦略「キルギス共和国国家開発戦略2021-2026」において同州の開発を重視する方針を打ち出した。同州は酪農、農業、鉱物資源において開発のポテンシャルがあるものの、全ての物流を道路輸送に頼っているため、上記戦略でも、新規道路、特にウズベキスタンやタジキスタン領の飛び地を迂回するバイパスの建設や、既存道路のリハビリテーションを行動計画に組み込むなど、急激に道路網の整備を押し進めている。

しかし一方で、現状では既存道路の舗装や維持管理が追いついておらず、同州内でMOTCが管轄する約1,400kmの国際幹線道路の内、55%が未舗装の状態であり、舗装された道路も老朽化が進んでいる。その結果、同州内での交通事故の発生件数は同国内の他州と比較しても極めて高いなど、物流の大きな障害となっており、産業発展の基礎である物流の大きな妨げになっている。さらに近年、同州の南部にあるアライ山脈からスフ川やカラクシン川などを通じて流下する雪解け水が、気候変動による温暖化の影響により増水し、河川の氾濫による泥流が道路を遮断する災害が2021年は州内

で10件以上発生していることも新たな課題となっている。

これらの状況の改善を支援すべく、JICAでは、同州における道路の舗装や維持管理、災害からの復旧工事等に用いる機材の整備に係る無償資金協力案件の形成の可能性を検討している。

本業務は、右案件の形成に向けた案件計画会議等の政府との協議に必要な情報を収集し、キルギス国バトケン州における道路分野の課題を整理・把握し、今後想定される案件の目的及び内容及びその必要性、妥当性を検討するための調査（以下、「本業務」という。）を行うものである。

第3条 業務の目的

本業務は、キルギス国における道路維持管理分野の課題を整理・把握し、今後想定される案件の目的及び内容を検討し、その効果、人的・技術的・経済的必要性及び妥当性を分析の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模を算出するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第4条 業務の範囲

本業務は、キルギスにおいてMOTCが管理している幹線道路の維持管理の現況について、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第7条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案する。

(2) 現地調査の実施方法

本業務においては、下記のとおり計1回の現地調査実施を想定する。なお、現地調査において、必要に応じて同一の要員が複数回渡航することも可とする。JICAから調査団員を各一週間程度参加させる。調査を迅速に推進し、現地での情報収集を円滑に進めるため、現地調査派遣前の段階で現地の人材（現地傭人又は現地再委託）を確保し、情報収集及び協議に着手することも可とする。必要であればプロポーザルに記載して提案する。

現地調査：最適な事業内容を検討するために必要な、事業の背景・内容の確認、道路維持管理分野の現状把握（バトケン州における道路の現況や交通量、道路維持管理事業の実施状況（直営、外注）、既存機材の状況、過去の無償資金協力により整備した他州の道路維持管理用機材の維持管理状況等）及び課題を整理するとともに、今後想定される

無償資金協力（以下、「協力（案）」という。）の内容の提案、協力（案）を実施する場合の実施体制、道路分野にかかる法令や環境社会配慮の要件等の確認、調達事情、資金協力を実施する際の免税情報にかかる調査を実施する。

（３）協力（案）の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される案件(案)を検討することを目的の一つとしているため、案件内容の検討に当たっては、調査の過程で随時発注者と協議する。また、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席してJICAが開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

１）現地調査派遣前

調査方針、調査計画、質問票等を協議、確認する。また、併せて既往調査をレビューする。

２）現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、協力（案）の基本的な方向性を協議・議論する。

３）国内業務期間の終了時

協力（案）の内容を取りまとめた「ファイナル・レポート（案）」（追加発注業務については、「準備調査報告書（案）」）に基づき、協力（案）の内容を確認する。

（４）過去の類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

対象となるバトケン州の道路維持管理用機材の必要性・妥当性の検証等に当たっては、過去の実施された「ナリン州道路維持管理用機材整備計画」（無償：2006年）、「イシシクリ州・チュイ州道路維持管理機材整備計画」（無償：2010年）、「オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画」（無償：2014年）、「道路行政アドバイザー」（個別専門家：2008年）、「道路維持管理能力向上」（国別研修：2008年）、「転圧コンクリート（RCCP）技術能力向上プロジェクト」（個別専門家：2020）関連の報告書等既存資料を十分活用し、情報のアップデートを行うと共に調査の重複を避ける。また、我が国及び他ドナーにより実施された既往の道路案件実施の経緯、進捗状況および事業から得られた教訓等を確認し、協力（案）に反映すること。

（５）事業効果に影響を与えうるリスクの確認

現在、本事業を実施予定のバトケン州にて他ドナーの支援による飛び地を迂回するバイパスの建設や新規道路の建設が進んでいるが、タジキスタンとキルギスの国境においてまだ画定していない場所が多く、これらの場所では道路整備が不透明になっている。協力（案）の検討に当たってはその影響やリスクについて十分留意すること。

（６）環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月）が掲げる環境や社会への影響を及ぼしやすいセクター・特性、及び影響を受けやすい地域に

該当せず、環境や社会への望ましくない影響は最小限か、あるいはほとんどないと判断されるため、カテゴリCとしている。しかしながら、現地調査の結果、カテゴリ分類の変更が必要だと判断される場合は、キルギス側及びJICA内で相談の上、対応を検討すること。

(7) 貧困削減・ジェンダーに関する調査

現地調査においては、道路の維持管理による女性や子ども等社会的弱者への配慮の必要性を調査する。また、現地の社会状況の把握において、対象地域周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

(8) 気候変動対策への貢献及びDX化の可能性の検討

現地調査及び協力(案)の検討にあたっては、外務省の策定した分野別事業戦略に基づいて気候変動対策(緩和策、適応策)への貢献やDX化の可能性について十分検討を行うこと。特に温暖化による雪解け水の増加に伴う河川氾濫と泥流による被災状況とそれがバトケン州の運輸交通や地域経済に与える影響について丹念に調査を行い、その被災からの復旧の重要性や意義について検討し、気候変動適応策としての可能性について検討する。また、実際の道路維持管理の機材の燃費の向上等による気候変動緩和策としての可能性や道路維持管理のIT化の可能性なども十分検討すること。

(9) 過去の無償資金協力により整備した全国の道路維持管理機材のメンテナンス状況の把握

MOTCの道路維持管理用機材の維持管理能力の把握にあたっては、過去の無償資金協力によって整備されたMOTC傘下の全国の地方道路管理事務所(以下、「DEU」という。)の道路維持管理用機材の稼働状況や実施体制、予算確保状況メンテナンスの現況について確認を行うこと。確認にあたっては、MOTCから提供される情報に加え、実際に州ごとに1~2か所のDEUを選定して訪問し、実際の現況について調査すること。また、調達機材の構成や仕様、スペアパーツを検討するにあたり参考となる情報を収集する。

(10) 機材の仕様・数量の検討

本協力(案)で調達する道路維持管理機材の仕様・数量については、キルギス側のニーズ及び予算とともに、対象地域で実施されている、もしくは実施されるべき道路維持管理業務の分量・手法や対象道路の諸元・自然環境、既存の道路維持管理機材の種類・数量・稼働状況、関連法規及びスペアパーツの調達容易性等を踏まえて検討する。また、過去に日本(令和元年度無償資金協力(経済社会開発計画))及び他ドナーが実施した類似事業の実績、計画及び教訓について確認し、道路維持管理機材の仕様・数量の検討の際にそれら調査結果を反映させる。特に、類似事業の実績に確認にあたっては、本事業との連携・デマケーションについて明確にさせる。なお、調査を迅速に進めるため、メーカー等への見積り徴取は早期に着手する。

(11) 機材の配置先等の検討

本事業で調達する道路維持管理機材の配置先は、対象地域内の主要幹線道路等

を管轄するMOTC傘下のDEUを想定しているが、現有機材の種類・数量・稼働状況、管轄道路の区分・総延長・現況、人員配置、職員の技術力や道路維持管理の実施内容・実績等を確認する。その上で、キルギス側関係者の意向についても確認のうえ、機材の設置先を検討する。

(12) 機材の整備・メンテナンス・修繕・維持管理の体制及び人材育成の検討

本事業で調達する道路維持管理機材の定期的な整備・メンテナンス・修繕及び日常的な維持管理を実施するのに必要な資機材・機器・体制等を確認する。特に過去の無償資金協力案件の事後評価では、スペアパーツの調達方法に関する情報が地方のDEUに周知されていなかった事例が報告されていることから、スペアパーツの調達や管理についてのMOTCとDEUとの業務分担や情報の共有等についても確認する。また、設立予定である直営の道路維持管理作業班における人材育成や機材の維持管理体制の見通し及び現在実施機関が保有している道路維持管理機材等の整備・メンテナンス・維持管理状況等も調査し、日常的な維持管理作業や安全対策への配慮等に係る人材の能力強化について、ソフトコンポーネント等による技術支援の必要性について確認する。

(13) 調達事情調査

本事業で調達する道路維持管理機材について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、免税措置等）を調査する。なお、調査期間や調査費用には限りがあることから、実施機関、機材調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手し、必要な調査を効率的に行う。調達に関わる関連法規について調査する。本事業で調達する機材の現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス及びアフターサービス体制等について調査する。

また、2021年末の新型コロナウイルス感染の再拡大の影響に加え、2022年2月に発生したロシアのウクライナに対する軍事侵攻によって、世界的に調達価格に影響が生じており、特に輸送費について高騰している。中央アジアは金融システムを始め多くをロシアに依拠しているため、ロシアに対する経済制裁の影響をより大きく受けている。調査にあたっては、これらの影響等も十分考慮すること。

(14) 安全対策に対する取り組み

外務省海外安全ホームページにおける対象地域（バトケン州）の危険度はレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）である（2021年7月27日現在）。なお、一部レベル3に該当する地区があるが、同地域には立ち入らないこととする。

本業務の実施にあたっては、現地の治安情勢、事業実施の際に予見される脅威及び安全対策の検討に必要な情報収集を行ったうえで、協力（案）に必要な安全対策措置について検討を行う。協力（案）で調達する道路維持管理機材は、供用中の路線上で使用されることが想定されるため、キルギスにおける安全対策や交通規制方法等を調査し、必要に応じて規制資機材や安全用品等を機材計画に含めることを検討する。また、案件別安全対策検討シート（案）の作成に協力する。なお、プラント、ワークショップ等の据付工事を伴う機材を計画に入れる必要性が認められる場合は、「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）の趣旨を踏まえて業務を行う。

第6条 業務の内容

上記「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

- (1) インセプション・レポートの作成・説明・協議
 - 1) 要請書、キルギス政府の政策、関連資料の分析・検討を行い、幹線道路の維持管理の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。
 - 2) 現地調査開始時にインセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。
- (2) 要請の背景・経緯の確認
 - 1) キルギス政府における道路整備事業に係る政策・計画を確認する。
 - 2) キルギスにおける道路の整備状況、維持管理状況、予算計画及び支出実績（新規建設及び維持管理等）、自然災害の被災状況、道路維持管理機材の現状・課題等を調査し、協力の必要性を確認する。
 - 3) 要請の背景・経緯及び内容を確認する。
 - 4) 道路セクターに関連する他ドナー（国際機関、他国機関等）の動向を確認する。
- (3) 道路整備及び維持管理の実施体制の確認

MOTCの組織・権限・人員構成や近年の予算状況・技術水準、また道路維持管理作業班の設置計画の内容や状況等を調査し、道路維持管理事業の実施機関として、その体制に問題がないか実態も含めて確認する。また、機材台帳管理、道路補修計画策定、補修作業の適切さや効率等、実施機関の能力についても確認する。特に、必要となる体制等が本事業の実施により大幅に増大する場合は、人員・予算等を先方が対応可能であるかを十分検討するとともに、必要な対策事項等を事業内容に反映する。
- (4) 同国における道路の整備及び維持管理状況の確認

同国において、以下に示す道路の整備及び維持管理状況の確認を行う。

 - 1) 対象地域の道路整備・維持管理状況、実施機関が有する道路維持管理機材の種類・数量・稼働状況・耐用年数及び道路維持管理作業の実施内容・実績、並びに盗難等に関する治安対策等を調査する。その際、他ドナーの類似事業の実績、計画及び教訓についても確認し、類似の事業がある場合には、事業の進捗状況等、詳細を確認する。
 - 2) 過去の無償資金協力案件で整備した他州の道路維持管理機材の運用状況及び保守・維持管理状況について確認及びモニタリングを行う。MOTCから情報を収集するとともに、各州1～2か所のDEUを訪問し、現地で状況を確認する。

- 3) 対象地域の道路整備・補修計画、維持管理計画、これらの実施体制、予算等を調査する。
 - 4) 道路維持管理及び補修工事は実施機関の直営及び外部委託により実施されている事が確認されている。このことから、外部委託する際の基準や規模等について現状を調査し、本協力を実施する場合の外部委託との役割分担を確認する。
 - 5) 本協力の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現況値）の確認を行う。なお、ベースライン調査については既存資料、既存データ等の収集、整理、現地でのヒアリング調査等により行うこととする。
- (5) 調達事情調査
- 道路維持管理機材の調達について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、免税措置等）を調査する。なお、調査期間や調査費用には限りがあることから、実施機関、機材調達事情に精通した現地コンサルタント等を活用して情報を入手し、必要な調査を効率的に行う。調達に関わる関連法規について調査する。本協力で調達する場合の機材の現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス及びアフターサービス体制等について調査する。
- (6) 先方負担事項の概要の整理
- 本協力を実施する場合の先方（キルギス側）負担事項（必要な人員配置、便宜供与、ワークショップの建屋の整備、予算確保等）の可能性やプロセス、実施すべき時期、各手続きにおける関係省庁等を確認する。
- (7) 環境社会配慮
- 本協力は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）が掲げる環境や社会への影響を及ぼしやすいセクター・特性、及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境や社会への望ましくない影響は最小限か、あるいはほとんどないと判断されるため、カテゴリCとしている。しかしながら、現地調査の結果、カテゴリ分類の変更が必要だと判断される場合は、キルギス側及びJICA内で相談の上、対応を検討する。
- (8) ジェンダーの視点の確認
- 調達する機材の仕様、運用にかかるジェンダーの視点の検討を行う。女性のニーズに留意した機材の整備（例：支援される機材が女性の安全性や利便性にかかる課題やニーズを確認のうえ、反映する）等、利用者の立場からの検討等積極的に議論、導入に努める。
- (9) 道路セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認
- 道路及び建設機械等に関する法令・安全性や排ガス規制などの基準・仕様上の条件を確認する。協力（案）における計画・積算の必要精度を確保するため、キルギス側関連機関と十分な協議・調整を行い、協力（案）における条件を確認・整理する。

(10) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICA事務所と協議し、JICA事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ずJICA事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、OD現地調査終了時まで、JICA事務所へ提出する。

(11) 現地調査結果の取りまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- 2) 本協力（案）について、可能な内容、規模、範囲を検討する。

(12) 現地調査結果の報告

現地調査の結果を踏まえ、帰国後20日以内に現地調査結果概要（和文）を作成し、JICAが開催する現地調査帰国報告会に参加し、JICA、国内確認関係者に対して、調査結果、ならびに、基本的な協力の方向性について説明し確認を得る。

【追加発注業務】

以下の(13)から(25)の業務は、我が国政府が無償資金協力の検討を開始し、協力準備調査の実施を了承した場合、別途継続契約（第2期契約）の締結により追加で発注する可能性のある業務である。

(13) 設計・積算方針の取りまとめ・報告

上記調査結果を踏まえ、帰国後30日以内に設計・積算方針を取りまとめ、JICAが開催する設計・積算方針会議に参加し、その内容を説明し、JICAの確認を得る。

(14) 事業内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「機材編」（2019年10月）に準拠して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容

を説明し、確認を取ることとする。また、設計精度については入札に対応できる精度を確保する。積算に当たっては、契約締結後速やかにJICAより積算ブリーフィング（無償資金協力の設計・積算に係るブリーフィング）を実施する。

1) 基本計画

調達事情や実施機関の実施体制・能力、対象地域の道路整備・補修の実績・計画、保有機材、機材調達後の維持管理計画等を勘案し、調達方針を整理する。

2) 全体計画

実施機関が現有する機材の種類・数量・稼働状況・耐用年数や管轄道路の区分・総延長・現況、人員配置、技術力、他の道路管理を所掌する部局・地方組織等からの機材の融通可能性等に関する調査の結果を踏まえ、設置先としての適否や各機材の具体的な設置先を検討する。また、調達機材の保管場所の有無、保管場所がある場合にはその状況（保管台数、環境（ヤードの屋根の設置状況）等）について確認する。

3) 機材計画

必要と認められる機材について、想定事業費を踏まえ、機材名、仕様、数量、使用目的等を整理する。また、キルギス側からのニーズや対象地域の気候・地形等の自然条件等を考慮するとともに、実施機関の技術レベルに応じた仕様・規模に絞り込んだうえで機材の優先順位を付ける。本事業で調達する機材のスペアパーツについての調達も検討し、その数量については道路維持管理機材の特性、交換サイクル等を十分に考慮して決定する。

4) 調達計画（輸送計画含む）

本事業で調達する機材の調達計画や具体的な調達工程等を入札時の競争性確保に留意のうえ検討する。

- 調達方針
- 調達上の留意事項
- 調達・据付区分
- 調達監理計画
- 品質管理計画
- 資機材等調達計画
- 初期操作指導/運用指導等計画
- ソフトコンポーネント計画
- 実施工程

5) ソフトコンポーネント等の検討

キルギス側関係者と協議の上、協力対象事業完了後の機材の運営・維持管理、オーバーホール及びスペアパーツ管理等に関する支援（ソフトコンポーネント）の必要性、IRIの導入によるITを利用した道路維持管理計画の策定に関する支援の必要性を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネント計画の内容は概略設計協議（DOD）時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。また、協力対象事業実施にあたり、現在実施中の技術協力「道路維持管理能力向上プロジェクト」における技術協力等の必要性を検討し、必要に応じて実施機関及びJICAへ提案する。

(15) 機材の運用・維持管理・点検・修繕計画(案)の検討・策定

本事業で調達する機材の運用、維持管理・点検・修繕計画(案)を検討・策定する。策定に当たっては、キルギス側による機材を活用した道路維持管理に必要な技術力や予算措置の見込み、機材のメンテナンス体制やスペアパーツの確保の見込みを確認する。また、盗難等への治安対策についても留意する。計画策定の際には、我が国の「建設機械等損料表」(一般社団法人日本建設機械施工協会)及び既存機材の使用状況等を参考に各機材の耐用年数を設定した上で、維持管理計画及び維持管理予算の算出を行う。また、維持管理・点検・修繕計画(案)について、日常～1年間のうちに必要な維持管理・点検業務と数年単位で必要な維持管理・点検業務に分類して整理し、修繕が必要になった場合の対応等を含めた計画案を策定する。

(16) 相手国側負担事項(免税手続き等)の確認

相手国負担事項(便宜供与、各種許認可の取得、政府負担事項に係る予算確保、カウンターパートの配置と経費負担、B/A締結、A/P発給、事業完了後の維持管理・運営等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁と対応機関を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府負担事項として協議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国政府負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計(DD)時にさらに精査・更新されていくものである。

(17) 事業の概略事業費(協力対象事業の概略事業費を含む)の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)及び同「機材編」(2019年10月)を参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの「機材編」(2019年10月)を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(18) 詳細設計及び協力対象事業実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計及び協力対象事業を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と協力対象事業実施段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。なお、取扱いマニュアル、メンテナンスマニュアルについては、露語版を各機材に添付することを想定している

ため、各機材の露語版マニュアルの有無を確認するとともに、無い場合には協力対象事業で作成する。

(19) 治安に関する安全対策

本事業サイトについては外務省海外安全情報がレベル2の地域（または、渡航措置がJICA安全管理部承認事項となっている地域）に該当するため、事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について機構の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、十分検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。なお、案件別安全対策検討シート（案）は概算事業費の積算に反映させる必要がある為、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては随時十分当機構と協議する。また、先方政府負担事項については同内容につき先方政府に説明し合意に向け支援を行う。

(20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスク管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネント【対象案件のみ記載】での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(21) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/index.html>

本事業については、定量的指標として、①ポットホール補修面積（㎡/年）、②事故件数（2020年実績値：XX件/年）、を想定しているが、他に定量的効果について提案（想定している指標の是非を含む）があればプロポーザルに記述すること。また、効果測定のためのベースライン調査（調査補助員も含む）が必要な場合は、調査方法、調査対象地、所要概算額も含めてJICAと協議して決定する。

(22) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

(23) 準備調査報告書（案）の説明・協議

準備調査報告書（案）をキルギス側関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における運営・維持管理体制の確立や環境社会配慮、先方（相手国）負担事項、キルギス側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(24) 準備調査報告書等の作成

キルギス政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の報告書等を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) Project Monitoring Reportの初版
- 4) 免税情報シート
- 5) 案件別安全対策検討シート（案）

(25) 無償資金協力関連会議資料の準備及び出席

特に以下の段階においては、JICAが開催する会議において、関係者と内容を確認・協議するため、必要書類等の準備を遅滞なく行い、会議に出席するとともに、計画内容についてJICAの確認を得る。設計・積算方針会議、JICA内設計・積算方針会議、現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、基本的な計画・設計の方向性を協議・確認する。

- 1) 設計・積算方針会議、JICA内設計・積算方針会議
現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、基本的な計画・設計の方向性を協議・確認する。
- 2) 概略設計協議（DOD）派遣前
計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容等を確認する。
- 3) 概略設計協議（DOD）帰国時
現地調査における先方関係者との「準備調査報告書（案）」に係る協議内容を確認する。

第7条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を最終成果品とし、提出期限を契約履行期間の末日とする。なお、以下に示す部数は、JICAへ最終的に提出する部数であり、実施機関との協議や国内の会議等に必要な部数（ドラフト等）は別途用意すること。また、以下でPDFのみと指定している報告書等以外は、製本版（簡易製本版）等のみならず、データ（Word、Excel、PDF及び画像ファイル）もJICA事業実施担当部へ送付すること。

追加業務を発注する場合、最終成果品は(7)から(11)とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

- | | | |
|------------------|------------|-------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 | 3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文 (PDF) | |
| | : 露文 (PDF) | |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 | 8部 |
| (4) ファイナル・レポート | : 和文 (製本版) | 8部及びCD-R 2枚 |
| 【追加発注業務】 | | |
| (5) 準備調査報告書（案） | : 和文 (PDF) | |
| | : 英語 (PDF) | |
| | : 露文 (PDF) | |
| (6) 概要資料（案） | : 和文 | 4部 |

- (7) 概略事業費（無償）積算内訳書：和文2部
- (8) 機材仕様書：和文2部、英文2部、露文2部、電子データ
- (9) 準備調査報告書：和文（製本版）10部及びCD-R 2枚
：英文（製本版）10部及びCD-R 2枚
：露文（製本版）10部及びCD-R 2枚
：和文（先行公開版）8部及びCD-R2枚
- (10) デジタル画像集：CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度）
- (11) Project Monitoring Reportの初版：英文CD-R 1枚
- (12) 免税情報シート ※JICAキルギス事務所にも提出すること
- (13) 案件別安全対策検討シート（案）

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に露文を作成し、JICAに提出する。

注3) (7) については、協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）及び機材編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注4) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文及び露文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：道路維持管理業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

第1章3. 及び11. ならびに第2章第6条(13)から(25)に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。このため、「業務実施の基本方針」においては、上記追加調査業務が発注された場合の「基本的な留意事項」について、記述してください。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・調達監理体制
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／機材運営・維持管理
- 道路維持管理

- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 3.60 人月（第1期）

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／機材運営・維持管理）】

- ① 類似業務経験の分野：建設機材の運営・維持管理業務
- ② 対象国及び類似地域：中央アジア地域及び全世界（先進国を含む）
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 道路維持管理】

- ① 類似業務経験の分野：道路維持管理分野
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年6月中旬より国内事前準備を開始し、2022年6月下旬より現地調査を行い、帰国後に国内解析を行う。上記現地調査の実施方法は第5条 実施方針及び留意事項を参照のこと。

【追加発注業務】

現地調査帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行い、2022年11月中旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2022年11月下旬までに概略設計・概要資料、2023年2月下旬までに準備調査 報告書を含む成果品を提出する。なお、併せて11月閣議への付議となる場合を想定し、9月初旬に概略設計・概要資料を提出する工程についてプロポーザルで提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約6.70月（現地：4.60人月、国内2.10人月）（第1期）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任／機材運営・維持管理（2号）
- ② 道路維持管理（3号）
- ③ 道路維持管理機材
- ④ 機材調達
- ⑤ 安全対策計画

※「安全対策計画」は、第2章第5条（14）に記載した業務を実施する。そのため、第1期において現地0.3人月、国内0.2人月程度の業務量を想定している（上記業務量の目途1）に含む）。他の業務従事者が兼務することも可とする。

第1章3. 及び1.1.、ならびに第2章第6条（13）から（25）に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。当該追加業務に係る追加の業務量目途と追加の業務従事者構成案については、以下のとおり想定しています。ただし、本業務量目途と業務従事者構成案は、発注者側の現時点での想定であるため、具体的業務量及び従事者構成は、変更契約の契約交渉において、発注者・受注者で協議するものとします。

1) 追加業務量の目途

約4.70人月（現地0.60人月、国内4.10人月）

2) 追加の業務従事者構成案

- ①業務主任／機材運営・維持管理計画（2号）
- ②道路維持管理（3号）
- ③機材計画／積算1
- ④ 調達計画／積算2

本業務は2023年2月（2022年11月になる可能性もあります）の閣議請議を目指して実施されるため、限られた期間内で迅速かつ正確な業務を遂行することが求められます。このため、調達計画／積算団員については、2名配置することを認めます。

(3) 現地再委託・現地傭人

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託又は現地傭人を認めます。

- 調達事情調査
- 全国の道路維持管理機材の運用・維持管理状況のモニタリング
- 免税調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、キルギス国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。この他、現地調査前の各種情報収集及び全業務期間を通じて必要な情報収集し相手国機関とのコミュニケーションを円滑化するため、必要に応じ現地傭人の配置を認める。なお、見積書作成時には第1期分に計上する

(4) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コン

サルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(5) JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

1) 現地調査

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約7日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本事業の目的、協力範囲、実施体制等を検討する。

2) 第二回現地調査（概略設計協議）

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約7日間
- ③ 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(6) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

以下は業務企画競争説明書配布時に併せて配布いたします。

- ・ 無償資金協力要請書
- ・ JICA 国別分析ペーパー（キルギス）（2020年3月）
- ・ 安全対策ガイダンス

2) 公開資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報がJICA図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) 及びJICAホームページにて閲覧可能です。

【有償】

- ・ 「ビシュケクーオシュ道路改修計画 I/II」（1996年～98年）

【無償資金協力】

- ・ 「ナリン州道路維持管理用機材整備計画」（2006年）
- ・ 「イシシクリ州・チュイ州道路維持管理機材整備計画」（2010年）
- ・ 「オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画（2014年）

【技術協力】

- ・ 「道路維持管理能力向上」（2003年～2011年）

【個別専門家】

- ・ 「道路行政アドバイザー」（2008年）
- ・ 「転圧コンクリート（RCCP）技術能力向上プロジェクト」（2020）

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当た

っては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

プロポーザル提出時点の見積もりでは、第1章3. 及び11.、ならびに第2章第6条(13)から(25)に記載した追加業務分は含めないでください。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

資料等翻訳料 500,000円

(4) 外貨交換レートについて

- 1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

(1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAキルギス事務所、在キルギス日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、本特記仕様書の配布時点では、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっている。上記の調査工程は2021年8月以降の時点でこれら制約が一定程度解消していることを前提として記載しており、プロポーザルもこれを念頭に作成すること。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえ発注者と協議のうえ対応を決定する。

(2) 無償資金協力事業の実施体制

本事業が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、相手国政府に推薦することを想定している。

実施設計・調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2022年4月）の様式4-2及び様式4-3を準用した表を添付する。

(3) 業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(4) 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症による現地渡航制限等について

本業務の実施にあたっては、計2回の現地渡航を想定している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等による入国制限や航空便の減便等が発生し、現地渡航ができない場合には、一部遠隔での業務実施等を検討する。当該事象が発生した場合には、JICA事業実施担当部と対応を検討・相談する。なお、現時点でキルギス入国後の自主隔離は必要ない（本措置は、現地ドナーのプラクティスに合わせたJICA独自の判断である）。

(6) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(7) 通訳

本調査には通訳（英語⇄キルギス語／ロシア語）の配置を可とする。現地での通訳備上を原則とし、必要経費を見積に含めること。配置人数は複数とすることも可とする。

以上

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力：業務主任者／機材運営・維持管理	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
②副業務主任者の経験・能力：副業務主任者	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：道路維持管理	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	5	